

## ○公 告

平成14年5月30日、長野市による田野口地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月17日

長野県長野地方事務所長 会津佳伸

土地改良課

## ○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により、長野県知事から監査の要求があった事務の執行について、同条第9項の規定により監査した結果に関する報告を次のとおり提出したので、これを公表する。

平成14年6月17日

長野県監査委員	島田基正
同	柳沢政安
同	内田雄治
同	柳澤賢二

13監査第69号

平成14年6月4日

長野県知事 田中康夫様

長野県監査委員	島田基正
同	柳沢政安
同	内田雄治
同	柳澤賢二

## 長野県知事からの要求に係る監査の結果について(報告)

平成14年3月7日付け13政第141号で監査の要求がありました事務の執行について、監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

## (別紙)

## 長野県知事からの要求に係る監査の結果に関する報告

## 第1 監査要求の概要

## 1 要求年月日

知事から監査の要求があったのは、平成14年3月7日である。

## 2 対象事務

県議会議員(以下「議員」という。)の海外視察等(以下「海外視察等」という。)に係る旅費等の支出(公費を支出して議員が参加した全ての海外視察、海外渡航を含む。)

## 3 対象年度

平成8年度から平成12年度

## 第2 監査の実施

上記のとおり、監査の要求があるので、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第6項の規定により、監査を実施した。

## 1 監査対象機関

議会事務局、総務部国際課、林務部森林保全課

## 2 監査対象年度

旅行命令票、報告書(復命書を含む。以下同じ。)、支出関係書類の保存期間が3年とされており、平成9年度以前の書類が保存されていないため、平成10年度から平成12年度までの間に実施された海外視察等を監査の対象とした。

なお、平成12年12月22日から12月31日までの間に実施された欧州地方行政視察については、住民監査請求を受け、監査を実施済みであるため、今回の監査対象から除外した。

## 3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察等を行った議員に対して、報告書に關し補足する点等を文書により照会し、平成12年4月2日から4月11日までの間に実施された全米桜祭り親善交流視察団に關し、萩原清議員から聞き取りを行い、平成13年1月18日から1月28日までの間に実施された欧州地方行政視察に關し、小林忠司議員から聞き取りを行うとともに旅行業務を扱った旅行代理店に對して文書照会による調査を行った。

## 4 監査委員の除斥

法第199条の2の規定により、柳沢政安監査委員は、平成11年度に実施された韓

国親善訪問団に係る監査に加わらなかった。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象事務について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

##### (1) 議員海外渡航制度について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等によると、その概要は次のとおりとなっている。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

制度名	概要
議員の海外視察	対象者：偶数期議員 回数：任期中1回 旅費額：150万円限度
東南アジア地域における海外渡航	対象者：奇数期議員 回数：任期中1回 旅費額：20万円限度
議会代表による海外渡航	対象者：正副議長、議会代表による者 旅費額：実費相当額
各種団体推薦による海外渡航	対象者：毎年10人以内 旅費額：1日28,500円、15日限度

##### (2) 海外視察等の手続について

海外視察等の手続については、次のとおりとなっている。

###### ① 海外視察等の計画策定

- ・議員独自の視察計画の作成
- ・全国都道府県議会議長会のプログラムへの参加
- ・各種団体のプログラムへの参加
- ・県主催行事への参加

###### ② 議長への海外行政視察実施計画書の提出（平成11年度から）

###### ③ 議会運営委員会への協議

###### ④ 海外視察等の実施

###### ⑤ 議長への報告書の提出

##### (3) 海外視察等の実施状況について

監査対象年度に実施された海外視察等の件数は17件、視察を実施した議員数は延べ50人である。

なお、平成8年度から平成12年度の間に実施された海外視察等の状況は、別紙1のとおりである。

監査対象年度に実施された個々の海外視察等の概要及び支出額については、旅行命令票、報告書、支出関係書類を確認したところ、別紙2のとおりである。

#### (4) 会計処理について

旅費等の会計処理については、搭乗券等の全部又は一部の保存がないもの及び旅費の精算確認が遅かったものが認められた以外は、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

### 2 判 断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨）とされているところである。

また、本県の国際化の推進に資するため、議会が議員を派遣して国際親善交流を行うことについても、同様と考えられる。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず（法第2条）、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条）、このような法の趣旨を踏まえると、議会が実施を決定した海外視察等といえども、その内容が視察等の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

上記のような予算の適正執行の観点から、海外視察等の妥当性を検討する。

#### (1) 海外視察等の妥当性を判断するに当たっての視点

監査対象である海外視察等は、それぞれその目的、内容、主催等に違いがある。

例えば、海外視察等の目的には、視察を主たる目的としたものと、国際親善交流を主たる目的としたものがある。さらに、視察の調査項目には、外国における議会制度、地方自治制度、環境対策、福祉対策、観光対策等多様なものがあり、また、国際親善交流には、友好提携都市や海外の県人会の記念式典への参加、海外の諸団体等との親善交流がある。また、海外視察等の主催には、議会又は県が主催したもの、全国都道府県議会議長会が主催したもの及び各種団体が主催し当

該団体から推薦依頼を受け議員を派遣したものがある。

このように多様性がある海外視察等の妥当性を判断するに当たって、統一的な基準を設定することは困難であるため、個々の海外視察等ごとに、事前の計画の策定、準備、視察等の実施状況、成果等を、全体的にみてその妥当性を判断した。

また、休日や公式訪問等の合間をぬって、当該訪問先の周辺地域等の自然・歴史・文化等の状況を視察することは、訪問先の諸状況や行政施策の背景等を知る上で意義があり、また、総合的な理解を深めることにもつながるものと考えられ、その程度が過度のものであったり、内容が海外視察等の本来の目的を逸脱するものでなければ認められるものと考える。

## (2) 個々の海外視察等についての判断

個々の海外視察等を内容審査した結果は、次のとおりである。

### [平成10年度]

#### 10-1 (東南アジア経済事情地方行政視察)

平成9年のアジア通貨金融危機や香港の中国返還というアジアの政治、経済に大きな変化のあった後の経済事情について調査するため、平成10年5月10日から5月13日までの4日間の日程で中国を訪問している。

香港においては、日本の金融機関の支店を訪問し、アジア通貨金融危機と中国の経済事情、経済改革の施政方針等について支店長から説明を受け、また、JETRO香港事務所を訪問し、中国に返還された後の香港の経済事情（アジア通貨金融危機の影響、一国二制度等）について所長から説明を受けている。

経済特区深セン市及び東莞市においては、県内から進出した2つの企業を訪問し、工場内の生産状況の視察や、若く安価な労働力を確保できる状況、人件費率5～7%という生産コストの状況、経営上の問題点等について、日本経済の現状と対比し調査が行われている。

アジア通貨金融危機や急速に発展する中国経済の日本経済への影響、香港の一国二制度の行方等について調査が行われており、妥当と認められる。

#### 10-2 (東南アジア経済事情地方行政視察)

経済事情及び地方行政について調査するため、平成10年5月11日から5月14日までの4日間の日程で台湾を訪問している。

宜蘭県政府及び議会、台北市政府及び議会、台北県議会を訪問し、地方政府等の要職と面談して、各県市の概況や地方政府の重点施策及び課題、議会制度及びその運営等について調査を行っている。

宜蘭県議会においては、予算審議中の本会議を傍聴し、台北市議会においては、本会議と同時に開かれていた「協調会」（議員の住民サービスとして陳情を取り持つ会議）の状況の視察を行っている。

経済事情の視察としては、台北市内の製材工場を訪問し、かつて名産品であった

台湾ひのきの取扱いから、現在ではラオスひのきの取扱いに変わり、ラオスでの伐採から輸出入、加工販売までを自力で行っている状況を視察し、また会社オーナーからその子息も華僑として東南アジアでコンクリートのプラント経営を行っていることなど経営状況の聴取が行われている。

特殊な歴史的背景を持つ台湾の行政機構や国際的立場、地方行政の状況や議会制度の特色等を調査し、製材工場の視察により台湾経済の一端を調査しており、妥当と認められる。

#### 10-3 (長野県日中友好代表訪中団)

本県と中国河北省との友好提携15周年に当たり、記念式典等への出席や日中友好親善のため、平成10年10月25日から10月30日までの6日間又は11月2日までの9日間の日程で中国を訪問している。

石家荘市においては、河北省長との会見や河北省国際友好省州（県）交流協力懇談会、友好提携15周年記念式典への出席、河北省人民政府の表敬訪問等を行っている。このうち、記念式典においては、「長野県・河北省友好希望小学校」の建設資金等寄贈の調印や河北省から本県へ農業技術者派遣感謝状の贈呈が行われている。また、平山県丁西冶村の希望小学校建設地で行われた起工式への出席や、本県から苗木を送り技術指導してきた友好りんご園の視察等を行っている。

上海においては、証券取引所や日系企業を訪問し、経済動向について説明を受けている。

なお、2名の議員は、記念式典の後、長野県日中友好協会の訪中団に加わり、中日友好協会、雲南省友好協会、上海友好協会等との親善交流を行っている。

記念式典等への出席により本県の友好提携都市である河北省と交流を行うとともに、中国の経済事情の視察や訪問地の友好協会等との親善交流が行われており、妥当と認められる。

#### 10-4 (南米地方行政視察)

議会制度や環境問題について調査するとともに、日系人との交流を行うため、平成10年11月9日から11月22日までの14日間の日程で、アメリカ、アルゼンチン及びブラジルを訪問している。

アメリカにおいては、国連本部の視察を行うとともに、国連日本政府代表部を訪問し、大使や参事官から国連活動における日本の状況等の説明を受けている。また、ニューヨーク及びロサンゼルスの再開発地区を訪問し、再開発の手法等について聴取している。

アルゼンチンにおいては、日本大使館を訪問し、政治、経済、日系人社会等について説明を受け、また、ブエノスアイレスでは、州議会を訪問し、議会制度について聴取を行うとともに、県人会との交流を行っている。また、エルニーニョ現象により大きな被害を受けたワイン農場を訪問し、被害状況を聴取している。

ブラジルにおいては、リオデジャネイロ州教育局及び州議会を訪問し、教育制度、議会制度の調査を行い、また、サンパウロでは、州環境局を訪問し、大気汚染の現状と対策について説明を受けるとともに、県人会との交流や開拓先没者慰靈碑の参拝を行い、日伯友好病院を訪問し、説明を受けている。

議会制度や環境問題等の調査が行われるとともに、南米における日系人社会の現状、問題点等についての聴取や、県人会との意見交換等が行われており、妥当と認められる。

#### 10-5 (インド・シンガポール経済事情視察)

経済事情について調査するため、平成10年11月6日から11月15日までの10日間の日程で、インド及びシンガポールを訪問している。

インドのムンバイにおいては、サンタクルズ・エレクトロニクス輸出加工区（工業団地）の成長著しいソフトウェア企業や、県内から進出した企業の工場建設現場を視察するとともに、JETROムンバイ事務所の訪問や在ムンバイ経済関係者との懇談により情報収集を行っている。

ニューデリーにおいては、日系企業を視察するとともに、JETROニューデリーセンターの訪問や地元日系企業の代表者等からのレクチャー及び懇談により、インドでの起業のノウハウ、問題点等の情報収集を行っている。

シンガポールにおいては、物流インフラ（世界最先端の新コンテナヤード）や、シンガポールの海外投資先であるバタム島の工業団地のインフラ施設等の視察を行っている。

残された有望市場といわれるインドの経済発展の状況や潜在的 possibility、インドで起業する際に直面する課題、経営ノウハウ等について情報収集を行うとともに、シンガポールのインフラ設備等の視察が行われており、妥当と認められる。

なお、インド経済事情調査事業は、本県から長野県貿易協会に委託された事業であり、視察を行った議員は当該協会の会長職にあったものであるが、当該議員は議会商工生活環境委員会の委員であり、商工行政全般に関わる立場にあったこと、また、県委託事業の点では、当該議員の参加経費は委託料の積算には含まれていないことから考えて、公費を支出することは問題ないと認められる。

#### [平成11年度]

#### 11-1 (日韓親善友好訪韓団)

長野県日韓親善協会が主催した友好親善訪韓団の一員として日韓の友好親善を深めるため、平成11年10月18日から10月21日までの4日間の日程で韓国を訪問している。

韓日親善協会中央会主催の親善レセプション及び韓国首相を囲んでの昼食会等に出席し、要人との面談を行っている。

また、2002年に日韓共同で開催されるワールドカップ関連施設の工事現場を視察

し、概要説明や大会後の活用計画等について聴取するとともに、板門店の視察、韓国経済財務長官の案内で国会議事堂の視察を行っている。

要人との面談を通じて友好親善を深めるとともに、日韓共同開催事業の施設建設状況や、軍事境界線の厳しい現状等を視察し、隣国についての理解を深めており、妥当と認められる。

#### 11-2 (欧州環境行政視察)

欧州のごみリサイクルと環境行政の現状、課題について調査するため、平成11年10月19日から10月31日までの13日間の日程で、イギリス、デンマーク及びドイツを訪問している。

イギリスにおいては、イギリスが発祥のPFI（民間の資金やノウハウを活用した社会資本の整備、公共サービスの提供）について調査し、PFIの具体的な事業として市街電車PFI事業の現地調査を行っている。

デンマークにおいては、自然環境の保護に力を入れるファーレム市を訪問し、行政全般の聴取を行っている。

ドイツにおいては、デュッセルドルフ市を訪問し、ごみの処理方法について聴取するとともに、容器包装リサイクルシステムについて、デュアル・システム・ドイツ社（容器包装廃棄物のリサイクルを行うため、各業界が出資して設立した会社）を訪問し、調査を行っている。フライブルク市を訪問し、環境セミナーを受講し、環境を考慮した総合交通システムやごみ処理、住宅地域開発計画等について講義を受けている。バーデンバーデン市を訪問し、環境に配慮した都市計画「風の道」やゴミ対策について聴取している。ハイデルベルク市を訪問し、環境セミナーを受講し、環境対策について講義を受けゴミ処理場の現地調査を行っている。

環境先進都市の環境セミナーの受講や、PFI事業、ごみ処理の現地調査を行い、環境に関して多角的な調査が行われており、妥当と認められる。

#### 11-3 (韓国親善訪問団)

長野県日韓親善協会が主催した韓国親善訪問団の一員として、経済事情視察を行うとともに、日韓の友好親善を深めるため、平成11年10月25日から10月29日までの5日間の日程で韓国を訪問している。

釜山地方海洋水産庁・港務課及びコンテナターミナルを訪問し、港湾の現状、日本との流通状況について聴取している。ソウルでは、JETROソウルセンターを訪問し、経済状況や日本経済の影響等について所長から説明を受け、ワールドカップ関連施設の工事現場を視察し、概要説明や大会後の施設活用等について聴取するとともに、新潟県ソウル事務所を訪問している。

韓国の貿易高の6割以上の物資流通が行われる釜山港の流通施設の視察や、韓国経済の現状、日本経済の影響等について調査が行われ、日本海を挟む日韓の流通事情について調査が行われており、妥当と認められる。

## 11-4 (欧洲地方行政視察)

議会制度、住民投票制度、地方制度について調査するため、平成11年10月26日から11月8日までの14日間の日程で、イタリア、ギリシャ、スイス及びイギリスを訪問している。

イタリアにおいては、サンドナート・ミラネーゼ市を訪問し、市長から市の概要等の説明を受け、ミラノ副都心の開発整備状況について視察を行い、ミラノ県を訪問し、県知事等から県の概要等の説明を受けている。また、エミリア・ロマーニャ州議会、ローマ市議会を訪問し、地方分権の状況等について説明を受けている。

ギリシャにおいては、ピレウス県を訪問し、議会制度等について説明を受け、アテネ県を訪問し、都市開発等について説明を受けている。

スイスにおいては、ジュネーブ州議会を訪問し、議長から住民投票制度の問題点等について説明を受けている。

イギリスにおいては、(財)自治体国際化協会ロンドン事務所を訪問し、地方制度改革の動向について説明を受け、イースト・ハートホーリー・ディストリクト議会を訪問し、議会制度、市街地整備等について説明を受けている。

訪問国における地方分権の状況、地方自治制度等の調査を行い、スイスにおいては住民投票制度の問題点について調査が行われており、妥当と認められる。

## 11-5 (ブラジル長野県人会創立40周年記念式典出席及びアメリカ合衆国地方行政視察)

ブラジル長野県人会創立40周年記念式典に出席するとともに、農業振興策、都市再開発について調査するため、平成11年11月13日から11月25日までの13日間の日程で、ブラジル及びアメリカを訪問している。

ブラジルにおいては、ブラジル長野県人会や県人会北パラナ支部の歓迎会、長野県人会創立40周年記念式典、第一アリアンサ信濃移住地開拓75周年記念式典等へ出席し、県人会との交流を深めるとともに、住民との懇談会では今後の本県との交流のあり方等について意見や要望を聴取している。また、サンパウロ州政府及び議会の表敬訪問や開拓先没者慰靈碑の参拝を行い、海外技術協力の一環として日本人研究員が派遣されている国立大豆研究所や日系人が経営する農場の訪問を行うなど農業関係の視察を行っている。

アメリカにおいては、ヨーロッパでの農業研修生の受入れが減少する中、それまで本県から派遣実績のないハワイへの研修生の派遣を検討するため、(社)国際農業者交流協会が研修生を派遣している3か所の農場を訪問し、農場主や研修生との懇談を行い、また、ハワイ大学ヒロ校を訪問し、ハワイの農業事情等の説明を受けている。ニューヨークでは、日本の金融機関の事務所や(財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所を訪問し、アメリカの経済事情や市街地再開発の現状について所長から説明を受け、国連本部、再開発地区の視察を行っている。

記念式典等への出席や県人会等との交流が行われ、また、視察を行った議員は、農業青壯年の海外派遣事業を推進している長野県国際農友会の会長でもあり、農業関係等の視察が行われており、妥当と認められる。

[平成12年度]

12-1 (全米桜祭り親善交流視察団)

長野さくらの会が主催した全米桜祭り親善交流視察団の一員としてワシントンを訪問し、桜を通じた日米の友好親善を深めるため、平成12年4月2日から4月11日までの10日間の日程でアメリカを訪問している。

ワシントンにおいて、交流パーティーや全米桜祭り協会のスポンサーの一つであるシャネル社のファッショショーンショー、桜記念植樹式、ランチクルーズ、ホワイトハウス及び国会のツアー、桜祭りパレードの見学等に出席して親善交流を行うとともに、ウィリアムズバーグ歴史地区等を訪問している。

長野さくらの会は、平成5年に設立され、国花である桜を愛する精神を広く県民に普及し、緑化の推進に努めるとともに、さくらを通じて国際親善に寄与することを目的としている非営利の任意団体であり、アメリカの全米桜祭り協会と相互の親善交流活動を行っていることが認められる。

また、本件親善交流視察を行うに当たって、長野さくらの会を招待した全米桜祭り協会は、全米桜祭りに関わるワシントンの各機関やボランティアで組織されている包括的な非営利組織として、コロンビア特別区の非営利法人条例によりボランティア団体として公式認定されている団体である。

全米桜祭りは、1912年（大正元年）に当時の東京市長尾崎行雄がアメリカに桜を贈ったことにちなんで毎年盛大に開催されているものであり、この機会に、アメリカを訪問し日米の友好親善を維持、発展させることは、有意義なことであると考えられる。

本件親善交流視察においては、交流パーティーや桜記念植樹式等様々な行事があり、各行事で手厚い待遇が行われており、相互の理解や友好親善が深められたものと認められる。本県としても、世界の多くの国の人々と幅広い分野の国際交流を活性化し、心の通じ合う交流を図っていくことにより、世界とつながり、世界と生きる長野県を目指しているところであり、議員が公的な立場で民間の国際交流に参加することもありうるものである。

このため、本件親善交流視察における行事等について、議員が公的な立場で参加することの妥当性、言い換えると、公費を支出して行うに足るものであるかどうかについて検討する。

本件親善交流視察は、全米桜祭り協会から招待を受け実施されており、2日間ワシントン以外での行動があるほかは、招待された日程に従って当該協会との親善交流行事に参加している。

この行事の中には、ファッショショーや個人の邸宅におけるパーティー等もみられるが、これは全米桜祭り協会のスポンサーが自ら店舗等を会場として提供したり、来訪者に対する手厚い待遇を行っていることによるものであり、各行事において、相手方とともに過ごすことにより異なる文化や習慣、家庭環境等の理解が深められたことも事実である。

国際親善交流は、調査研究とは趣を異にし、相手方の文化や習慣、価値観等を尊重し、相互の理解を深め、信頼関係を築いていくものであり、その方法、態様には、ある程度の幅があるものといえる。このような観点に照らして、本件親善交流視察における行事等への参加をみた場合、議会の決定に裁量権の逸脱や濫用があったものとは認められない。

しかし、ショッピングモール「タイソンズ・コーナー」やウイリアムズバーグ歴史地区的訪問、その他の自由時間については、商業施設や歴史地区等を視察し、あるいは議員個々の行動により、様々な見聞をする中で、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測されるものの、何を調査するのかは個々の議員の判断に委ねられ、視察目的の明確さを欠いており、公費をもって支出するに足るものと認めることは困難と言わざるを得ない。本件親善交流視察においては、多くの行事が行われており、不当な公金の支出額を形式的に算定することは困難であるが、上記のような状況を踏まえ、本件親善交流視察を全体的にみると、その3割が妥当性を欠くものと判断する。

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めることとされており、本件親善交流視察に係る旅費額は、一人当たり285,000円として算出した総額1,710,000円であるため、その3割である513,000円が妥当性を欠き、不当な公金の支出と認められる。

## 12-2 (欧州地方行政視察)

北欧諸国における環境対策、福祉対策、議会制度等について調査するため、平成12年5月9日から5月20日までの12日間の日程で、デンマーク、スウェーデン及びフィンランドを訪問している。

デンマークにおいては、「グリーンシティ・デンマーク」（半官半民の廃棄物処理やエネルギー供給等の専門的知識を提供する協会）を訪問し、協会のマネージャー等からエネルギー政策について説明を受けるとともに、風力発電施設やリサイクルセンター等を視察し、それぞれ施設の担当者等から説明を受けるなど、進んだ環境対策について調査している。

スウェーデンにおいては、ヨーテボリ市環境局を訪問し、大気汚染対策の状況について説明を受けるとともに、複合型福祉施設を訪問し、市長や施設職員から高齢者福祉施策や施設の状況等について説明を受けている。また、ストックホルムでは、

ストックホルム県議会を訪問し、議会制度の調査及び議員との意見交換が行われている。

フィンランドにおいては、ヘルシンキ市環境センターで環境保全施策の説明を受けるとともに、福祉施設を訪問し、高齢者福祉施策や児童福祉施策を調査しているほか、フィンランド国会の調査等を行っている。

先進的な取組みが行われている北欧諸国の福祉制度及び環境政策についての調査や、議会制度等の調査が行われており、妥当と認められる。

#### 12-3 (欧州総合行政視察)

環境対策、議会制度、景観対策等について調査するため、平成12年5月17日から5月30日までの14日間の日程で、ドイツ、スイス、フランス及びイタリアを訪問している。

ドイツにおいては、ハイデルベルク市で環境セミナーの受講や、KLiBA（エネルギーに関するアドバイスを行うためハイデルベルク市と周辺自治体が出資して設立した会社）を訪問し、環境対策について調査を行っている。また、ベルリン州議会を訪問し、議会制度や議会運営について説明を受けている。

スイスにおいては、登山鉄道等について調査を行い、ユングフラウヨッホでは、鉄道会社の職員から鉄道の概要や給水の確保・排水処理の状況等について説明を受けている。

フランスにおいては、ニースで中水道を利用した散水施設等の社会基盤整備や街づくりの状況などについて視察している。

イタリアにおいては、歴史的建造物等の視察の他、ローマの私営老人ホームを視察し、施設の状況の説明を受けるとともに、日本人学校を訪問している。また、フィレンツェでは、伝統産業である皮革製品製造工場を視察し、工場長等から説明を受け、シエナでは、パークアンドライド方式の交通規制の状況について視察を行っている。

各国において、環境対策、地方議会制度、交通対策、福祉対策等について視察が行われ、フランス、イタリアでは、現地事情に精通した案内人から説明を受けており、妥当と認められる。

#### 12-4 (日中友好訪中団)

飯伊日中友好訪中団の一員として、満蒙開拓団跡地等の訪問や各県人民政府と交流するため、平成12年9月1日から9月4日までの4日間の日程で中国を訪問している。

中国東北部(旧満州)の旧上久堅開拓団跡地及び旧川路開拓団跡地を訪問するとともに、方正県日本人公墓を墓参している。また、方正県、通河県及び木蘭県の人民政府と交流会や表敬訪問を行っている。

満蒙開拓団に多数を送り出した本県として、各県人民政府の要人と会見し、過去

の日中の歴史を踏まえ、友好親善を深めており、妥当と認められる。

#### 12-5 (欧州地方行政視察)

自然環境保護対策、観光政策、地方自治制度等について調査するため、平成12年11月1日から11月12日までの12日間の日程で、オーストリア、フランス及びベルギーを訪問している。

オーストリアにおいては、国会を訪問し、国会の歴史や議会制度について説明を受けるとともに、水力発電所を訪問し、建設目的や環境対策などについて調査し、インスブルックでは、チロル州政府を訪問し、自然保護対策や観光対策について説明を受けている。また、ストラスブルでは、欧州議会を視察するとともに、市交通局を訪問し、新交通システムの運営や経営状況等について調査を行っている。

ベルギーにおいては、EU本部を訪問し、欧州議会の権限や通貨統一の状況などについて説明を受け、ブリュージュでは、西フランドル州議会を訪問し、議会制度や経済、文化、観光等の政策について各部局の長から説明を受けるとともに、議員との意見交換を行っている。

フランスにおいては、イル・ド・フランス地方圏議会を訪問し、地方分権の状況等について説明を受け、また、(財)自治体国際化協会パリ事務所長を招いて、フランスの地方行政事情や欧州評議会等について説明を受けている。

欧州議会やEU本部、各国の地方議会等を訪問し、欧州統合の状況、地方自治制度の現状や動向、自然環境保護対策等の調査が行われており、妥当と認められる。

#### 12-6 (欧州地方行政視察)

住民監査請求を受け、監査を実施済み(平成14年2月18日付け監査結果を参照)

#### 12-7 (欧州地方行政視察)

文化財保護、歴史的建造物、街並み景観、観光振興について調査するため、平成13年1月18日から1月28日までの11日間の日程で、スペイン、ギリシャ及びイタリアを訪問している。

スペインにおいては、マドリッド市観光局を訪問し、担当職員から国際会議誘致の状況などを中心に、観光施策についての取組みや課題などの説明を受けるとともに、廃棄物処理場や自動車交通、騒音が問題となっていることなどを聴取している。市内文化施設の視察として、マジョール広場周辺の歩道・車道の整備状況や王宮、プラド美術館の視察を行っている。トレドでは、街並み景観保全のための規制状況や河川の浄化対策について、観光公社職員から説明を受け、アランフェスでは、王宮の視察等を行っている。

ギリシャにおいては、アテネ市観光公社を訪問し、担当局長からギリシャが夏型の観光地として抱えている問題点や誘客宣伝の方法、今後の課題などの説明を受けている。また、市内公共施設の視察として、アクロポリスの修復作業の状況や国立考古学博物館、オリンピックスタディオン等の視察を行っている。

イタリアにおいては、ローマ市庁舎を訪問し、市議会議員等から観光宣伝や文化遺産の保存修復活動の状況、課題などについて説明を受けているほか、市内公共施設、街並み景観施策の視察として、フォロ・ロマーノやコロッセオ、サン・ピエトロ大聖堂、ヴァチカン博物館などを視察している。ナポリ、ポンペイでは、国立考古学博物館の視察のほか、ポンペイ遺跡において、遺跡の発掘保存の状況について発掘保存に携わった者から説明を受けている。

本件海外視察においては、歴史的建造物や遺跡、美術館などの視察箇所も多いが、関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料により確認したところ、訪問した3カ国で、それぞれ行政関係機関を訪問調査し、これと併せて歴史的建造物や街並み等の視察が行われていること、それらの視察箇所においても、関係職員や現地事情に精通した案内人から説明を受けていること、また、視察の状況も、視察目的に沿った行動がされており、個人的な趣向で行動していたとは認められないことなどから、本件海外視察を不当とまでいうことはできないものと認められる。

## (別紙1) 海外観察等の実施状況一覧 (平成8年度～平成12年度)

年 度	番 号	渡 航 名	主 催	旅 行 期 間 (日数)	渡 航 先	参 加 者 数		支 出 額 (円)	利 用 制 度
						議 員	職 具		
8 年 度	ワシントン桜友好親善視察団			H 8.4.8～4.16 (9)	アメリカ	2			各種団体推薦
	日中友好訪中団			H 8.4.25～5.7 (13)	中華人民共和国	1			各種団体推薦
	長野県日朝友好親善訪問団			H 8.4.29～5.4 (6)	朝鮮民主主義人民共和国	3			各種団体推薦
	歐州農業・福祉・景観保護等地方行政観察			H 8.5.11～5.25 (15)	イタリア モナコ ギリシャ ドイツ	10			各種団体推薦
	第26回アトランタオリンピック観察			H 8.7.18～7.25 (8)	アメリカ	5			議会代表
	台湾農業教育地方行政観察			H 8.10.22～10.30 (9)	台湾	1			
	中国・香港・豪州経済事情地方行政検察			H 8.10.30～11.8 (10)	中華人民共和国 香港 オーストラリア	1			議会代表
	長野県日中友好促進議員連盟訪中団			H 8.10.30～11.7 (9)	中華人民共和国	3			各種団体推薦
	ドイツ・イタリア都市計画、高齢者福祉等地方行政観察			H 9.1.18～1.27 (10)	ドイツ イタリア	1			議会代表
	計			9件		27			
9 年 度	ワシントン桜友好親善視察団			H 9.4.7～4.15 (9)	アメリカ	4			各種団体推薦
	歐州農業・福祉・廃棄物対策等地方行政観察			H 9.5.28～6.8 (12)	オランダ デンマーク ノルウェー ドイツ フランス	8			

	米国高齢者福祉等地方行政視察	H 9.10.16~10.27 (12)	アメリカ	1	議会代表
	歐州社会福祉等地方行政視察	H 9.11.5~11.17 (13)	ドイツ デンマーク スウェーデン ノルウェー	1	議会代表
	東南アジア経済事情地方行政視察	H 9.11.30~12.4 (5)	タイ 香港	9	
	計	5件		23	
10年度	10-1 東南アジア経済事情地方行政視察	H10.5.10~5.13 (4)	中華人民共和国	5	1,000,000 奇数期
10-2 東南アジア経済事情地方行政視察	県議会	H10.5.11~5.14 (4)	台湾	7	1,400,000 奇数期
10-3	長野県日中友好代表訪中団 (長野県・河北省友好提携15周年記念事業)	H10.10.25~10.30 (6)	中華人民共和国	1	866,915 議会代表
	長野県日中友好協会			1	416,148 偶数期
10-4	南米地方行政視察	H10.10.25~11.2 (9)	中華人民共和国	2	399,000 各種団体推薦
10-5 インド・シンガポール経済事情視察	全国都道府県議會議長会 県議会	H10.11.9~11.22 (14)	アメリカ アルゼンチン ブラジル	1	570,000 各種団体推薦
	計	10件	インド シンガポール	1	5,742,698 議会代表
11年度	11-1 日韓親善友好訪韓団	H11.10.18~10.21 (4)	大韓民国	20	927,330 偶数期
11-2 欧州環境行政視察	県議会	H11.10.19~10.31 (13)	イギリス デンマーク ドイツ	2	11,322,091 各種団体推薦
	計	5件		6	684,000 各種団体推薦
				3	4,299,361 偶数期

11-3	韓国親善訪問団	長野県日韓親善協会	H11.10.25～10.29 (5)	大韓民国	1		142,500 各種団体推薦
11-4	欧洲地方行政観察	全国都道府県議會議長会	H11.10.26～11.8 (14)	イタリア ギリシャ スイス イギリス	1		1,377,278 議会代表
11-5	ブラジル長野県人会創立40周年記念式典出席及びアメリカ合衆国地方行政観察	全国都道府県議会	H11.11.13～11.25 (13)	ブラジル アメリカ	1	1	4,996,812 議会代表
	計		5件		12	1	11,499,951
12年度	12-1 全米桜祭り親善交流観察団	長野さくらの会	H12.4.2～4.11 (10)	アメリカ	6		1,710,000 各種団体推薦
	12-2 欧州地方行政観察	全国都道府県議會議長会	H12.5.9～5.20 (12)	デンマーク スウェーデン フィンランド	3		2,987,806 偶数期
	12-3 欧州総合行政観察	県議会	H12.5.17～5.30 (14)	ドイツ スイス フランス イタリア	5	1	8,474,035 偶数期
	12-4 日中友好訪中団	飯伊日中友好協会	H12.9.1～9.4 (4)	中華人民共和国	1		114,000 各種団体推薦
	12-5 欧州地方行政観察	全国都道府県議會議長会	H12.11.1～11.12 (12)	オーストリア フランス ベルギー	1		1,018,920 偶数期
	12-6 欧州地方行政観察	県議会	H12.12.22～12.31 (10)	イタリア フランス	1	1	3,858,315 議会代表
	12-7 欧州地方行政観察		H13.1.18～1.28 (11)	スペイン ギリシャ イタリア	1	1	4,165,342 議会代表
	合 計		7件		18	3	22,328,418
		(H.8～H12) (H10～H12)	31件 17件		100 50	6	45,150,460

(注) 8年度・9年度分は、報告書・会計関係書類等が保存期間経過により保存されていないため、観察の実施に基づき作成した。

## (別紙2) 個々の海外視察等の概要及び支出額(12-6を除く)

年 度	平成10年度	番 号	10-1	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察
主 催	県議会				
旅行期間	平成10年5月10日(日)～5月13日(水)4日間			渡航先	中華人民共和国
議員氏名	本郷一彦、花村薰平、村石正郎、宮澤敏文、風間辰一				
随行者等	随行なし				
実施計画書の内容 (実施計画書の提出はH11年度から)	1 視察期間			2 視察先国	
3 調査目的					
4 調査項目					
議会運営委員会への協議	平成10年4月14日				
旅行前の経過					
視察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容
1 5／10(日)	成田発 香港着		18:20 21:50	航空機	
2 11(月)	香港		9:30 11:30 14:00	専用車	八十二銀行香港支店 JETRO香港事務所 香港市内
3 12(火)	東莞市 深セン市 香港		10:00 14:00 16:00	専用車	シナノケンシ(株)東莞工場 セイコーエプソン(株)深セン工場 深セン経済特区内
4 13(水)	香港発 成田着		9:55 14:55	航空機	
旅行命令	起票年月日	平成10年4月16日			

支出額 (円)	氏名		本郷一彦	花村薰平	村石正郎	宮澤敏文	風間辰一	計
	支給額	支給額						
(参考) 算定額	国内旅行分	運賃	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
	外国旅行分	航空費 現地交通費 日当 宿泊料 支度料 雜費(空港税等)	23,120	23,992	26,310	23,992	24,620	
旅費	計		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
			74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340	74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340	74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340	74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340	74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340	74,000 36,000 22,400 51,600 43,120 6,340
			256,580	257,452	259,770	257,452	258,080	

(注) 「現地時間」は、出発前の予定時間である。(以下同じ。)

年 度	平成10年度	番 号	10-2	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察
主 催	県議会				
旅行期間	平成10年5月11日(月)～5月14日(木)4日間			渡航先	台湾
議員氏名	塙田一、木下茂人、奥村剛、降旗茂孝、平野成基、佐々木祥二、山元秀泰				
随行者等	随行なし				
実施計画書の内容 (実施計画書の提出は平成11年度から)	1 視察期間 3 調査目的 4 調査項目		2 視察先国		
議会運営委員会への協議	平成10年4月14日				
旅行前の経過					
視察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容
	5／10(日) 11(月)	成田泊 台北着	10:30 12:55	航空専用車	台北市内(故宮博物館等)
1	11(月)	成田発 台北		専用車	宜蘭县政府、宜蘭県議会、中日工程顧問有限公司
2	12(火)	台北		専用車	台北市政府、台北市議会 台北県議会
3	13(水)	台北		専用車	
4	14(木)	台北発 成田着	13:20 17:25	航空機	
旅行命令	起票年月日	平成10年4月16日			

支 出 額 (円)		氏 名		塙田 一	木下茂人	奥村 剛	降旗茂孝	平野成基	佐々木祥二	山元秀泰	計
		支 給 額		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,400,000
(参考)	国内旅行分	運賃 日当 宿泊料	19,400 3,000 13,300	23,807 3,000 13,300	23,540 3,000 13,300	23,120 3,000 13,300	19,000 3,000 13,300	23,120 3,000 13,300	23,120 3,000 13,300	23,120 3,000 13,300	23,120 3,000 13,300
	外国旅行分	航空費 現地交通費 日当 宿泊料 支度料 雜費(空港税等)	70,000 36,000 20,400 46,500 43,120 3,540								
算 定 額		計	255,260	259,667	259,400	258,980	254,860	258,980	258,980	258,980	258,980

年 度	平成10年度	番 号	10—3	渡航名	長野県日中友好代表訪中団(長野県河北省友好提携15周年記念事業)
主 催	長野県、長野県日中友好協会				
旅行期間	平成10年10月25日(日)～10月30日(金) ～11月2日(月)9日間	4名(小林、森田、金子、久保田議員)		渡航先	中華人民共和国
議員氏名	小林千秀、森田恒雄、金子松樹、久保田元夫、成澤栄一、森司朗				
随行者等	議会事務局総務課長 清水幸治 長野県代表団(18人)、県日中友好協会団(20人)、内3人は県代表団と兼務				
実施計画書の 内容 (実施計画書 の提出はH11 年度から)	1 観察期間			2 視察先国	
	3 調査目的				
	4 調査項目				
議会運営委員会への協議	平成10年9月30日				
旅行前の 経過	H10.10.7付	長野県日中友好協会から、県議会議長あてに議員の派遣を文書依頼。			
観察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容
	10/24(土)	成田泊			
1	25(日)	成田発 北京着 石家庄	10:40 13:15 18:00	航空機 車	河北省人民政府省長と会見、「懇談会」レセプション
2	26(月)	石家庄	8:45 9:00 14:30	車	河北省人民政府省長と会見(各國代表者会見) 河北省國際友好省州(県)懇談会、河北省物産展等 河北省視察(皮革、縫製工場等)、日中友好觀光果樹園(りんご園)
3	27(火)	石家庄、平山県	10:00 14:20 17:30 18:30	車	希望小学校起工式 ハイテク技術開発区 河北省人民政府省長表敬訪問 友好提携15周年記念式典
					日中友好協会団(成澤、森)



年 度	平成10年度	番 号	10-4	渡航名	南米地方行政観察
主 催	全国都道府県議会議長会				
旅行期間	平成10年11月9日(月)～11月22日(日) 14日間			渡航先	アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、
議員氏名	小林千秀				ブラジル連邦共和国
随行者等	議会事務局議事課長 林 一夫	参加者数	6人(2県)		
実施計画書の内容 (実施計画書の提出はH11年度から)	1 観察期間 3 調査目的 4 調査項目	1 観察期間 2 観察先国			
議会運営委員会への協議		平成10年10月7日			
旅行前の経過	H10.8.3付 9.18付	全国議長会事務総長から1998年南米地方行政観察の斡旋通知 参加申し込み			
観察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	容
	11／8(日) 1 9(月) 2 10(火) 3 11(水) 4 12(木) 5 13(金) 6 14(土)	成田泊 成田発 ニューヨーク着 ニューヨーク ブエノスアイレス着 ブエノスアイレス メンドーサ着 メンドーサ発 ブエノスアイレス着 (イグアス着)	12:00 10:15 19:00 7:30 専用バス 専用バス 11:00 12:50 10:40 12:10 (14:04) (15:49)	航空機 専用バス 航空機 専用バス 専用バス 航空機 専用バス 飛行機 (専用バス)	国連本部 サウス・ストリートシーポート再開港地区 日本人会との交流 日本大使館「日・亜関係の現状と今後」 ブエノスアイレス州議会「議会制度・議会運営」 アルゼンチンワイン醸造協会「エルニーニョ現象による被害の状況」 (イタリア発電所「エネルギー問題」) ※飛行機トラブルのため中止

7	15 (日)	(イグアス発) リオデジャネイロ着	(15:30) 18:40	(航空機)	ブエノスアイレスからリオデジャネイロ
8	16 (月)	リオデジャネイロ		専用バス	リオデジャネイロ州教育局「ブラジルの教育制度」 州議会「議会制度・議会運営」
9	17 (火)	リオデジャネイロ発 サンパウロ着	11:15 12:15	航空機 専用バス	サンパウロ州環境局「エタノール自動車と大気浄化」 各県人会との交流
10	18 (水)	サンパウロ		専用バス	
11	19 (木)	サンパウロ		専用バス	開拓先没者慰靈碑参拝献花 日系諸団体との懇談会「ブラジル日本都道府県人会連合会、日伯文化協会、日伯援護協会」、日伯友好病院
12	20 (金)	サンパウロ発 ロサンゼルス着	1:10 7:00	航空機	マリナデルレイ再開発地区
13	21 (土)	ロサンゼルス発	11:40	航空機	
14	22 (日)	成田着	16:15		
旅行命令		起票年月日	平成10年10月30日		
支 出 額 (円)					
旅 費 算 定 額					
(参考)	国内旅行分	支 給 額	小林千秀	隨行職員	送迎職員
	外国旅行分	支 給 額	2,104,260	2,040,675	120,270
支 出 額 (円)	国 運 費	支 給 額	23,760 6,600 31,400	17,640 2,600 11,800	74,370 15,400 30,500
	宿泊料	支 給 額			
支 出 額 (円)	現 地 交 通 費	支 給 額	963,600 760,000 94,600 214,600 9,700	963,600 760,000 73,800 166,500 35,035 9,700	120,270
	当 地 交 通 費	支 給 額			
支 出 額 (円)	支 度 料	支 給 額			
	雜 費 (空港税等)	支 給 額			
計		計	2,104,260	2,040,675	120,270

交際費	土産代 祝儀 (在ブラジル長野県人会総会) 見舞 (日伯友好病院)	107,493 100,000 30,000
ガイド料		1,240,000
合計		5,742,698